

第 22 回 成年後見制度の在り方に関する研究会

日時：令和 6 年 2 月 22 日（木）18：00～19：25

場所：公益社団法人商事法務研究会会議室 ※オンラインにて開催

議事録

（座長） 成年後見制度の在り方に関する研究会の第 22 回会議を始めます。本日は、研究会資料 22、すなわち研究会報告書（案）についてのご議論をお願いします。法務省から配布資料の案内、併せてその内容についての説明をお願いします。

（法務省） 本日新たに配布している資料は研究会資料 22 です。

研究会資料 22 についてご説明します。法定後見部分は、研究会資料 21 に関する前회のご議論、任意後見の部分は、研究会資料 20 に関する前회のご議論をそれぞれ反映して報告書（案）の形に整理しています。全体の記載を分かりやすくする観点、趣旨を明確にする観点、表現の統一の観点などから若干の修正をしまして、修正部分には下線を付しています。

113 ページ以下の外国法制についてです。本研究会でご説明もありましたが、研究者の方々に外国の法制度の調査をしていただき、その調査結果が報告書として今後取りまとめられます。詳細はその報告書を見ていただくとして、研究会報告書の中にもその大枠を記載したものです。外国法制の調査をご担当いただいた先生方には事前にご確認いただいています。

（座長） ただ今ご説明のありました研究会資料 22 についてご議論をお願いします。研究会資料 20 および研究会資料 21 をもとに、研究会で積み上げられてきたご議論を踏まえて、本日、研究会報告書（案）として整理したものです。

研究会資料 22 については項目ごとに小分けせず、全体についてどこからでも、お気付きの点をご発言いただいて検討いたします。どなたからでも結構ですから、発言のお求めをお出しください。いかがでしょうか。

（A） 今から修正を検討することは難しいとは思いますが、少しコメントをして議事録に残したいと思っている箇所があります。9 ページです。私からお願いして総括所見の 27 番を追加記載していただきました箇所になりますが、この外務省による日本語訳が適切かどうかを日弁連で検討したところ、別の用語の方が適切ではないかという議論があることをご紹介しておきたいという趣旨です。

27 (a) に「意思決定能力の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力の制限を許容すること」とあります。ここの「意思決定能力」は、mental capacity を、「法的能力」は、legal capacity を外務省が日本語に当てはめたものですが、医学的な評価に基づいて行為能力を制限すること自体を問題と考えているということが、障害者権利委員会が総括所見に至るやりとりの中で議論していることなので、ここの訳語は、「意思決定能力」ではなくて「事理弁識能力」が適切なのではないかと日弁連では検討しています。ま

た、「法的能力」ではなくて「行為能力」が適切ではないかと検討しています。

ただ、9 ページの記載は外務省訳のとおりですので、報告書としてはそのまま記載されることになると思いますが、この用語の使い方は、そのような実質的議論に影響する内容を含んでいることを指摘しておきますので、議事録に残していただければと思っています。

(座長) ただ今の点は、対日審査における政府と国際連合の障害者委員会とのやりとりの一つの局面ですが、条約そのものについても、政府が出している訳文が適切かどうかについて、散発的にいろいろなところで論議されています。もちろどこかが出した訳が絶対的な権威をもつものではなく、この種類の問題については常に批判的な検討が積み上げられるべきであると感じます。

そのことを確認した上で、研究会報告書にはこの外務省訳をそのまま置くことにし、しかし、その訳文についてはさまざまな論議があり、A 委員からも二つの言葉について指摘するご発言がありましたから、そのことを議事録に残すことによって、今後、社会の各方面においてこの部分の日本語としての理解がどうあるべきかについての論議を深める契機になるのではないかと考えます。A 委員、このような取扱いでよろしいでしょうか。

(A) 結構です。よろしくお願いします。

(座長) 有益なご指摘をありがとうございました。他にご発言はありませんか。

内容について特段ございませんか。本日ご提示している研究会資料 22 は、若干の字句の推敲の作業が残っていますが、基本はこの内容をもって、この研究会の 2 年にわたるご論議の取りまとめとしての報告書にしたいと考えておりますが、そのことについてお許しいただけますでしょうか。どうもありがとうございます。特段の反対意見はなかったと受け止めます。全会一致で研究会資料 22 を報告書とすることと議決いたします。

今後、この報告書を確定させた上で、商事法務研究会の Web サイト上で公表します。それまでの間、内容については動くことがあり得ないとともに、形式的な字句、表現の推敲をした上で、誤字、脱字、それに類するものの推敲、修正を私の下で事務局の補佐を頂きながら進めることについて、ご一任を頂けるかお諮りします。いかがでしょうか。ありがとうございます。それではそのように決定します。

ここまでで本日の内容にわたる議事が終わりました。この研究会をおひらきにするに当たり、委員の皆さまから御一人ずつご発言いただき、その後で最高裁判所、厚生労働省、法務省の順で一言ずつご発言いただきたいと望みます。それでは、A 先生からどうぞ一言お願いします。

(A) 22 回にわたった本研究会に参加させていただき、大変ありがとうございました。また、第 1 回から振り返ってみますと、いろいろな皆さまとの意見交換ができて、本当に有意義な議論をすることができたと思います。今後、法制審議会での議論に向けて多くの論点についての情報を提供することができたのではないかとと思っています。

議論の中で実感しましたのは、平成 11 年当時の民法改正時点のさまざまな議論が前提として引用されましたが、それを現時点で振り返りますと、この二十数年間の後見実務の

具体化が実に大きな変化をもたらしたということです。平成 11 年当時は実務がない中で議論をしてきたことが、今回は二十数年間の実務実態をしっかりと踏まえた上で議論することができたことが大変大きかったと思います。また、当事者の団体の皆さまに研究会にお入りいただいたことによって、当事者の皆さまの状況や気持ち、あるいは置かれている立場を踏まえた上での議論につながったことも、前回にはない大きな成果だったと思っております。今後も研究会の取りまとめを踏まえ、法制化に向けてさらにしっかりと勉強して議論に参加していきたいと思っております。

一つお詫びしなければいけないのは、第 1 回の議事録を読みますと、私は「当事者の皆さんに分かる言葉で話し、決して法律家の言葉では議論しないようにする。自分で自分の首を絞めます」と発言したのですが、これに反し、結局のところ、決して分かりやすい言葉で議論をすることができなかったということをご反省もしております。今後、国民的議論になっていく中では、この議論をより分かりやすく皆さんに提示していく役割も担っていかねばいけないと思っておりました。いずれにしても大変有意義な研究会に参加できたことを、皆さまに感謝申し上げます。ありがとうございました。

(B) この検討会に参加する機会を頂きありがとうございます。成年後見制度が障害者などの本人の権利擁護を図る手段として、着実に役割を果たしていくことを評価するとともに、今後もこの制度が必要な人に適切に届けられる、発展することを期待しております。私は障害者の家族の立場から、親なき後の安心だけではなく、国民全体の安心となることを特に期待します。

後見制度がまさにつくられるときに、自己決定の尊重や残存能力の活用、ノーマライゼーションの実現などの事柄と、本人の保護という非常に難しい大きな事柄の調和を図ってつくられたと聞いていますが、一方で、本人の意思の尊重もあつたが、どちらかという保護の方に重点が置かれてきたのではないかというご意見もありました。そういうことはないのかもしれませんが、今後は本人の意思の尊重に向かうことに非常に期待しております。また、発足当時は「柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度の構築」という言葉が書かれていましたが、この点からも、真に柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度にしていきたいと思っております。

それから、本人の意思の尊重という観点から言うと、意思決定支援が構想されていることにも非常に期待します。ただ、この内容はまだこれからで、本人や関係者、国民と一緒に意思決定支援の内容を、協働してつくり上げていくものだと考えていますので、皆さんの協力をお願いしたいです。

もう一つ、今回は成年後見制度がテーマですが、それだけでは本人の権利擁護支援が充実したものにはならないと思っておりますので、地域における総合的な権利擁護支援の体制やシステムなどがあって初めて成年後見制度も機能するのではないかと考えています。このシステムについても、本人と関係者、さらには国民全体でつくっていくものだと考えていますので、これに期待します。

最後に、私は家族の立場ですが、本人・当事者・被後見人自身の立場から、もう一度権利擁護を考えていく必要があると思っております。家族の立場ではいろいろ言ってきましたが、本人・当事者の視点から、果たしてこの後見制度がどのようなものであるべきかをもう一

度考えるべきだと思っています。いずれにしても大きなチャレンジだと思っていますので、引き続き皆さまとともに歩んでいきたいと思っています。今回はどうもありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。

(C) 約2年間にわたるこの研究会に参加する中で、新たな視点からの意見を拝聴することができましたし、また多くの知識を得ることができました。改めまして、この研究会に参加させていただいたことに感謝を申し上げます。

全国で最も多くの専門職後見人として活動する私たち司法書士にとって、今回の報告書の中で取りまとめられた論点は、いずれも今後の実務に関わる大変重要な論点だと考えています。特に有効期間や更新を含む、本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度の導入や、成年後見制度の類型の見直し、成年後見人の柔軟な交代、成年後見人の報酬や任意後見制度の在り方といった論点については、専門職後見人の実務に大きな影響があるものと考えています。今後は、法制審議会の新たな部会で成年後見制度の在り方の見直しを具体的に検討していくこととなりますので、私たち司法書士としても、専門職後見人の供給という現場での問題とともに、成年後見制度の在り方についても検討を続けてまいりたいと思っています。

もっとも、制度がいかなる形になろうとも、われわれ司法書士が制度利用者の権利擁護に寄与するため、真摯に携わっていくことには何ら変わりはありませんので、そのことをお誓い申し上げ、最後の言葉とさせていただきたいと思います。これまで本当にありがとうございました。

(D) まずは学者として非常に得難い勉強の機会を頂いたと思っています。どうもありがとうございました。個人的には、この研究会に参加するときに、利用者側が抱えている思いをどのように法律の議論に落とし込んでいくのか、法文の形へとつないでいくのかという意識を持って議論に臨みたいと考えていました。実際、22回にわたる議論を振り返ってみますと、私だけではなくて研究会全体の議論の方向が実はそのような思いで進んできたのではないかと感じています。

この結果、個人的には当初想像していたよりも、いい意味ではるかに大胆に踏み込んだ改正の提言になっていると思っています。その分、逆に今後、具体的な法文への落とし込みを考えていく段階で、伝統的な民法の考え方とのすり合わせなどの課題がまだあると思っていますが、次の法制審の段階でも、今回の報告書の中心的な理念が生かされていくことをぜひ期待したいと思います。どうもありがとうございました。

(E) 私たちは知的障害者の本人と親の団体ですので、私たちにとって成年後見制度が大変重要な制度であることは、会員もすべて認識しています。その上で、私がこの研究会に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。

私も法的に十分に理解できないまま議論に参加していたという思いはあります。本当に申し訳なかったと思いますが、親としての思いだけで発言してきたのではないかと少し反省もしておりますが、無茶を言ってきたかもしれません。お許しいただきたいと思いますが、それでも皆さんに、当事者の思いに寄り添ってあげよう、くみ取ってあげようと考え

ていただき、議論を進めていただいたことに本当に感謝したいと思っています。ありがとうございました。

会員さんたちは成年後見制度がどのように変わっていくのかを、とても楽しみにして、注視をしていてくださいます。「いつ変わるの?」とか、「成年後見制度を利用しなくちゃと思うのだけれども、あとどれだけ待てばいい?」とかいうことを、会員さんからよく聞く今日このごろです。これから先の民法に落とし込む作業の中で、しっかりと私たちの思いを法律に代えていただけるように、私たちのつたない思いを十分に組み込んで、まとめをつくっていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。大変勉強させていただきました。ありがとうございました。

(F) この研究会に参加させていただいて、私は現行の成年後見制度への改正を、当時、夢を持って勉強したという背景も手伝いまして、当初は「えっ」と驚いたり、戸惑いを持って参加していましたが、さまざまに勉強させていただく中で、まさに求められている、意味のある変革を行っていくプロジェクトなのだという思いを強くしています。

実際面では、民法という観点から見たときに、民法と特別法との関係、特に福祉関連法との関係は、その関連付けは初めてのことでないとはいえ、どのように本格的に進めていくことができるかが重要であり、そのような重要な課題に取り組むのだという期待がありますし、理論的にも、自律的な自由な意思決定によって自分の法律関係をつくっていくという、少し大げさになりますが、最後なのでお許しただいて、いわゆる民法がとっている伝統的な人間像をどうしていくのか、実際には地域で住んでいて家族との関係を持ちながら生活しているような人間の在り方を、どのように民法の中に取り込んでいくのかという、意味のある、しかし大変な変革・取り組みなのだという思いを今強く持っています。

先ほどD委員が「伝統的な民法との接合はこれからの課題になる」とおっしゃったとおり、私は、大胆に踏み込んだ方向性を示すことが大事だというつもりでこの研究会に参加していましたが、今後、伝統的な民法への接合をどう図っていくかを精密に考えていかなければいけないのだと思いますので、そこにより力を尽くしていけるようにと、決意を新たにしています。これまでの勉強の機会や議論に感謝しつつ、また今後もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

(G) この研究会に参加することになったときから常に緊張しているような状況で毎回参加させていただきました。私は精神疾患の当事者という立場で参加して、右も左も分からない中で、いろいろ意見を発言してきましたが、そういう中で、私たち当事者の意見を大事に受け止めてくださって感謝しております。本当にありがとうございました。

議論が深まってくると難しい話になってきて、頭で理解しようとしてもなかなかうまくいかないこともあったのですが、自分たちが思っていることをお伝えする立場ということで、毎回いろいろ悩みながらやってきたと今振り返って思っています。成年後見制度のいろいろな議論を聞いている中で、とてもいい勉強の機会を頂けたと思っていますので、併せて御礼申し上げます。

今後、民法改正に向けてさらに動いていくと思いますが、私たち制度を使っていく当事

者が使いやすく、自分たちがより良い生活を送るための制度として良いものになっていくことをとても望んでいます。これからの法改正がどうなっていくかは分かりませんが、そのようなことを私たちは思っていますので、それがかなう制度になっていくといいと思っています。本当にありがとうございました。

(H) 2年近くの間ありがとうございました。私自身は必ずしもこの問題について専門的に研究してきたわけではありませんが、多様な保護の必要性がある方々に、本人の意思決定権を尊重すべく、きめ細かな保護の仕組みを考えるという、しかも、さまざまな考え方がある難しい分野について、従来の司法と行政の枠組みを超えた解決策を探る非常にチャレンジングな課題であったと思います。そのため、このような形で一つの報告書にまとめていくためにご尽力いただいた座長と事務局の皆さまには感謝したいと思いますし、毎回新しい見方をご提供くださった参加者の皆さまにも改めて感謝申し上げます。

非常にチャレンジングな課題であったために、どちらかというと実体法の議論がメインで、それをまとめることが主眼であったと思います。私が個人的に心残りなのは、派生する手続的な問題は非常にたくさんあると思いますし、所々で出てきてはいたのですが、自分自身の考えは第1回るときからあまり深められなかったということです。まだまだ詰めて考えるべき課題はあると思っています。取引の安全の問題もそうですし、保護の必要性がある方が関わる訴訟手続の安定、その他にも家事事件手続のきめ細かな整備、たとえば申立権者の範囲やどこまで職権でできるか、あるいは裁判所への情報提供の仕組みなど考えていく必要があると思います。

特に成年後見の開始に新しい要件を設定した場合に、判断能力の評価に必要な資料をいかに裁判所に提供していくのか、調査囑託などの従来の仕組みをより実効的なものにして、裁判所から情報へのアクセスをよりしやすくするほかにも、行政側から申立てやその他の形で積極的に裁判所に情報を提供していく仕組みなども、今後考えていく必要があります。さらに、家裁そのものの体制を充実させることはもちろん、それ以外の周辺的なサポートなども今後は考えていく必要があると思います。いろいろ課題が残っていますが、引き続き考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(I) 22回にわたりありがとうございました。私自身は、この研究会に参加させていただくまで成年後見法については書物や文献を通じての勉強にとどまっていたのですが、今回参加して、当事者やご家族の方々、そして現場のいろいろな課題を直に知ることができ、非常に視点が変わった、広い視野を持つことができたと思っています。

今後どのように成年後見法が変わっていくのかを引き続き考えていかなければなりません。併せて、外国法制の報告でアメリカを担当する機会を頂いたことも、私にとっては非常に大きなことです。アメリカの成年後見を本格的に研究したのは、実は今回が初めてでしたが、アメリカはアメリカでその社会の仕組みに応じたいろいろな制度ができています。外国法制を研究することの意義は、決して外国が進んでいるからということではなくて、それぞれの社会の中で、あるべきものをどの国も模索しているという状況を、具体的に個々の事案も踏まえて知ることが非常に大きな意味を持つと思っています。今回のアメリカの研究についても、そのような機会が得られたことに非常に感謝しております。

この研究会でいろいろと学んだことを糧として、今後も微力ですが尽力していきたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

(J) 既に当事者団体の代表として参加された委員からのご意見にもあったように、右も左も分からず、足手まといにならないようにと心がけつつでしたが、座長をはじめ委員の先生方にはここまでお導きいただき、また事務局の皆さまに大変お世話になりましたことを、改めて感謝申し上げます。

E 委員の立場とは少し違いますが、私たち認知症高齢者の当事者の立場では、成年後見制度・民法・家庭裁判所、あるいは土業の先生方は大変遠い存在でしたが、22回の議論を経て、私なりに近づけたかと思っています。ここまで非常にテクニカルな議論の場に参加する中で、実はこういった議論は、人として当たり前生きる礎になる大変重要なものなのだ実感しました。難しい法律用語を理解するのは至難の業ですが、今後も少しでも理解が深まるよう努めていきたいと思いました。大変多くのことを学べたことに感謝申し上げます。

これはこの議論とは別のお話になりますが、どの方にも等しく老いは訪れます。高齢になればなるほど認知症に罹患するリスクが高くなることは、データが示していますし、既に皆さんご承知のとおりです。そうであるならば、今後制度を必要とする認知症高齢者の在り様、疾病感、あるいは実態等を含めて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が1月1日に施行されていますが、そこにも基本的人権を享有する一人の人としてという文言も明記されていますので、認知症の人を駄目な人・かわいそうな人と捉える誤った捉え方を改めるべく、認知症の人に関する正しい理解をぜひ深めていただきますよう申し添えて、私からの御礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(K) 皆さま、2年近くですが大変お世話になりました。ありがとうございました。本当に門外漢と申しますか、実務はやっても法律のことはほとんど分かっていないことを改めて実感した22回の研究会でした。正直申し上げて、ここまでの報告書になるとは1回目のときは予想していませんでした。これを読んだ福祉関係者は、後見に関わっている人だけではなくて、多くのソーシャルワーカーが非常にうれしいと思う報告書だと思います。ただ、これをこれからどう実現していくのかというところでは、さまざまな課題もあると思っています。

とても大事だと思ったのが、民法改正を実現させるために、社会福祉法制はもちろん、他のいろいろな法律を見直す必要があることが、報告書の中にしっかりと記載されたことで、本当にありがたく、うれしいことだと改めて思います。そして、いつも不安な思いで参加しながらも、事務局や法務省の皆さまが事前レクチャーを何度もやってくださり、会議に参加しやすい環境を整えていただいて、とても稚拙な話しかできないところをきちんと受け止めてくださって、とても楽しみに参加させていただいた研究会でした。本当にありがとうございます。

これからは医学モデルから社会モデルへと変わろうとしていると理解していますが、それが法律の中でどのように位置付けられていくのか、非常に興味を持ってこれからも関わっていければと願っております。本当にどうもありがとうございました。

(L) 長い間お世話になりました。研究者として本当に大変貴重な機会を頂いたと思っています。民法の研究者ですから、成年後見制度については分かったつもりでいましたが、当事者団体の方々のお話などを伺って、何も分かっていなかったことに気付くという、毎回毎回そういう感じがしました。一学生のように勉強させていただいた研究会だったと思っています。

今回の研究会で印象に残ったのは、非常に多くの立場の方々がさまざまな視点から、ときには対立するような意見を出しながらも、より良い制度をつくろうという思いで、非常に一体感を感じる研究会であったことです。これには座長のご尽力が非常に大きかったことに感謝を申し上げるとともに、日本の社会が今まさにこうした問題に直面していることは、皆さまが共有している認識なのだろうと思っています。

今後の議論においては、さらに多くの立場の人々の意見が出てくることになりすし、具体化すればするほど、ある意味利害の対立も出てくると思いますが、この研究会で感じた思いを常に忘れずに、A 委員がよく言っていたインクルーシブな形での制度の実現を目指していければと考えております。皆さま、本当にありがとうございました。

(M) 委員としては最後の発言ですので、付け加えるべきことももはや見当たりませんが、簡単に感想を申し述べます。

このような場に参加したのは初めての経験でしたが、研究会を終えてまず感じるのは、私自身の勉強になったという点です。まずはこの点に感謝を申し上げます。何が勉強になったかと申しますと、この研究会は、意見集約を目的とせず、多様な意見があることを明らかにすることに重きを置いていたという印象を持っています。実際にも委員の先生方からは多くの意見が提出されましたが、このことは、研究会の成果の社会的な意義を高めるという意味でも大きな特徴ではなかったかと考えています。

一連の議論の結果として、制度の理念に関しては大きな共通認識がある一方で、制度設計に関しては必ずしも小さいとは言えない認識の相違があることが明らかになったと感じています。今後の検討では、共通認識を大切にしながら、相違点についてのより緻密な議論が展開されると思います。その帰趨を見ていきたいと考えています。

最後になりますが、貴重なご教示をくださった委員の先生方はもちろんのこと、資料をご準備くださった法務省の方々、事務局を運営いただいた商事法務研究会の皆さま、そして実りある議論のためにご差配くださった座長に心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(最高裁1) この研究会に参加させていただいて、利用者の立場の方々からは、本人のニーズや家族のニーズについてのお話をいろいろ聞くことができましたし、後見人の担い手の立場や本人を支援する立場の方々からは、支えることの大変さ・悩み・課題等についても率直なところを伺えましたし、研究者の方々からは、国際的な状況も含め大局的な観点から、理論的なことを中心に非常に有益なお話を伺いまして、この研究会に参加できたことは非常に大きな財産だと思っています。

また、裁判所の立場での悩みといったものをお話しできる機会でもあったと思っています

す。結構率直に、こういうところが難しいといったこともお話ししましたし、それに真摯に耳を傾けていただけたことを大変ありがたく思いました。

これから法改正に向けての議論が本格化しますが、苦情のワーキンググループなども専門家会議でやっていましたが、今の制度に対しての不満、これは裁判所の運用に対しての不満にもつながりますが、いろいろな観点から不満な点はたくさんあると思います。大きく言うと2点あると思っています。本人がやりたいことが必要以上に制限されているのではないかという不満と、報酬の負担も含めてですが、その状態が長く続くことについての不満、大きく言うところの2点だと思っています。

この大きな声に対して、どうすれば期待に応えられるのかがこれから議論されて、法改正がされ、さらにそれを裁判所で運用もしていくことになると思っていますので、その要望・期待にきちんと応えられるような運用を、その前提としては、期待に応えられるような法改正がされるように、これからも知恵を絞っていかなければいけないと思っています。微力ではありますが、その実現に向けて尽力してまいります。

(最高裁2) この4月からの途中参加でしたが、研究会に参加しまして、一言で言えば大変たくさんの勉強をさせていただいたということに尽きます。3月までは現場で裁判官として後見関係事件に関わっていた身ですが、この勉強会に参加して、いろいろな方がいろいろなことを考えている制度であり、現行制度にこういう問題があって、どのように今後変えていけるのかということを考える機会を頂きました。裁判官として現場で仕事をしているだけでは得られない場でしたので、この巡り合わせに驚きつつも感謝しています。

引き続き、後見制度に関わる裁判所という立場からの意見・悩みを先生方にも一緒に考えていただきながら、関わっていきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(厚労省1) この研究会には後半からの参加でしたが、報告書の取りまとめに至った経緯を拝見し、関係者の皆さまのご尽力に本当に敬意を表したいと思います。

今後、議論の場が移って、さらに深められていくと思いますが、成年後見制度は使い勝手が悪いという話も聞いており、私の部署は利用促進室ですので、成年後見制度の利用が進む見直しにつながることを期待したいと思います。

本研究会では、成年後見制度の見直しの方向性についての議論には、地域社会における福祉行政の在り方も関わるという一方で、メンバーに自治体関係者が入っていませんでしたので、その立場も代弁するという意識で参加しており、何度も発言いたしましたが、改めて福祉行政は自治事務であり、地域差やばらつきがあることを踏まえた上で、制度改正の議論をお願いしたいと思います。また、地域共生社会の在り方については、厚生労働省において専門家の方々等と今後、議論を続けていくと思います。ありがとうございました。

(厚労省2) この2年間、研究会の議論が地に足の着いた実りある議論となるよう、厚生労働省内の意見を取りまとめて、できるだけ正確に研究会の場に提供することに努めてきたつもりです。

振り返ってみますと、この研究会は民法の見直しがテーマでしたので、専門職、特に法律専門職の後見人を念頭に、民法や成年後見制度で保護すべき場面を限定的に想定しながら議論が進んでいったと感じています。民法では、「成年後見人」と一括りに規定されますが、その中には、専門職後見人の他にも市民後見人や法人後見などもあり、各自治体では専門職後見人からのリレーや複数後見も念頭に、受任調整やその育成に取り組んでいる状況です。

成年後見制度が必要性或補充性を貫徹した運用になった場合に、市民後見人や法人後見として、その特性を活かして活躍する場面がどの程度になってしまうのかと思うとともに、成年後見制度の中と外との行き来の話はありましたが、成年後見制度の中での行き来もあっていいのではないかと思います。

成年後見制度の見直しによって、第二期基本計画に記載された利用促進の各施策にどのような影響があるのかにも目配りしながら、厚生労働省として引き続き成年後見制度の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。皆さま、2年間どうもありがとうございました。

(法務省1) 皆さん、本日まで大変お世話になりました。ご議論いただき、大変ありがとうございました。本研究会には昨年の途中から参加した一番の新顔なのですがなかなか出席できなかったことが心残りです。しかし、出席した際には、各論点について皆さんの侃々諤々の議論を拝聴して、大変勉強になりました。この研究会で培ったことを踏まえて、法務省の一員としてこれからも関与して参りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(法務省2) 途中から参加しましたが、この研究会に参加して、改めて成年後見制度が非常に重要な制度で、社会からの期待も大きいと感じました。委員の皆さまからは、利用者の視点、担い手・運営側の視点、研究者の理論的な視点など、さまざまな視点で多くの知識を頂き、大変貴重な機会だったと感じています。

この研究会に参加させていただき、本当にありがとうございました。今後、利用者の方にとってより良い制度になるような改正になればと思います。どうもありがとうございました。

(法務省3) 令和4年6月の第1回から参加させていただいた研究会が本日議論の取りまとめに至り、皆さまのお言葉を大変感慨深く拝聴しておりました。

成年後見制度と一口に言いますが、その中には法定後見と任意後見があり、現行制度では法定後見の中に後見・保佐・補助という制度がありますが、何よりも各制度を利用している方、今後それを必要とする方がいらっしゃいます。そのことを共有しながら、幅広い項目について、まさに成年後見制度の在り方を検討いただいた研究会であり、大変勉強させていただきました。

どうにも力が及ばず、もっと工夫できた点があったのではないかと反省も尽きませんが、研究会資料に忌憚のないご意見を頂いて、それを基に制度の在り方について更に検討を深めていくという経験は、一法律家としても非常に得難い機会を頂いたものと思っております。

す。本当にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(法務省 4) 途中から参加いたしました。研究会では現行制度についてさまざまなご意見をありがとうございました。研究会でのご意見を踏まえて、引き続き検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(法務省 5) 私も去年の9月からこの研究会に関与することになりましたが、その際には2月に報告書の取りまとめまでいけるかどうかを考えなければいけませんでした。先生方をお願いして、ここまで来ることができました。このスピード感で最後の議論を進めていただき、多くのご意見を頂いた先生方に深く感謝申し上げます。また、関係省庁として最高裁と厚労省にも感謝いたします。

何より局付の皆さんが一生懸命この研究会資料を作っておりまして、結構大変な思いをしてもらっていますが、それぞれの力が合わさってここまで来られたと思っています。

成年後見制度の見直しは、この約20年間の実務の積み重ねと社会の動きを反映させる形で、さらにより良い制度への見直しを検討することだと思います。これからその議論を緻密に積み重ねていくことが必要ですので、引き続きご指導いただきますようよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(座長) 皆様から、おひとことずつ頂戴いたしました。いずれも、これはゆるがせにしてよい、という御話が皆無であり、要約して述べるのが難しく、また、しいて要約をする必要もありませんから、ただ私からは皆様へ、本当にありがとうございました、と申し上げ、そして、これに加え、ここで扱ってきた題材の〈広がり〉ということと、〈時の問題〉という2つのことについて、あらためて申し述べます。

この研究会は、法務大臣の指示による法務省の関係官の皆様の出席を控え、作業のうえでもその皆様の労力に支えられました。通常、このような研究会は、同省所管の基本法制、ここで申せば民法の改正構想に見通しが立てばよい、ということを作業目標として催されます。けれども、この研究会で扱った題材は、まったく異なります。民法にとどまらない〈広がり〉をもちますし、その広がりを充たしてこそ完成します。このことは、この研究会に熱心に参画して下さった皆様に対し、くどくどと申上げるまでもないことでしょう。これから更に広く社会の各方面によびかけ、この研究会で培われた政府（行政府という意味にとどまらない広義の政府）の関係部門のチームワークを大切な足がかりとして、今世紀後半の日本社会にとって喫緊の課題のために、考えうるかぎり最良の成果を得るべく邁進してまいります。

顧みて研究会の席上、いろいろな方から折々に話題となさっていただいた異なる観点も話題といたします。まとめてそれを〈時の問題〉として捉えることにいたしましょう。ご高承のとおり、後見、保佐、補助の3つの類型と任意後見を擁する現行の制度は、1999年秋の臨時国会で成立した民法改正により導入されました。おおよそ20年を経て、この間、この現行の制度のもとで現に3つの類型のいずれかをうい暮らしている方々があります。今般の制度改革が、それらの皆さんに迷惑をおかけするものであってはなりません。専門的な概念では経過措置と申しますが、円滑な移行を心がけることも今般の制度改革の重要

な一斑をなします。この観点は、その論点の性質上、さきほど採択をいただきました研究会報告書において大きく扱っておりません。けれども、この研究会の論議を注視してきた法務省をはじめとする関係政府部門は、この大事な課題をしっかりと認識しているにちがいません。この課題についても、的確な処置が講じられていくことを御約束します。

ご挨拶を申上げてまいりましたが、私事を添えます。あらためて画面においでになっておられる皆様のお顔を拝しますと、まず研究者の先生方はどなたも成年後見制度や家族、家事の法制について深い知見をおもちの方ばかりです。専門士業の先生方が豊かな実務経験を有しておられることは、申すまでもありません。何よりも、現に高齢や障害に向き合っておられる当事者やその御家族の御立場の委員の皆様には、私の人生経験で想像することが難しい御労苦がおありでいらっしゃるにちがいません。どう考えても、座長を務めてまいりました私が、遺憾ながら成年後見制度の最も素人であるようです。この頼りない座長を（あるいは、頼りないからこそ）2年間にわたり御支援くださった、すべての委員、関係の諸官、商事法務研究会の皆様には深甚に御礼を申し上げます。

これをもちまして、成年後見制度の在り方に関する研究会の第22回会議を終えます。どうもありがとうございました。